

【近畿大学東京センター施設利用規則】

1 利用目的

東京センターは、次の目的のために利用することができる。

- (1) 講演会、学会、会議、その他の教育研究に関わる催事
- (2) 校友の活動に関する催事

2 利用時間

原則、月曜日～金曜日 9：00-17：00 とする。

準備、片付けに要する時間も利用時間に含む。

原則、東京センターの閉室日（土・日曜・祝日及び大学が定める休日）を除く。

ただし、東京センター事務部長が必要と認めた場合は、祝祭日その他の休日を含め所定時間外に使用することができる。

3 事務取扱時間

月曜日～金曜日 8：30-17：30 とする。

土・日曜・祝日及び大学が定める休日には事務を取扱わない。

4 利用申請

(1) 東京センターの利用は、本学園の学生、卒業生等及び教職員に限る。

(2) 学生・卒業生等は、東京センターに問い合わせの上、利用予定日の3か月前から1週間前までに東京センターに所定の利用申請書を E-mail で提出して、許可を受けること。

教職員は、K-SHARED「東京センター施設管理(会議室等)」から予約申請をおこない、承認を受けること。

5 遵守事項

(1) 利用又は持ち込みをおこなった設備、器具又は備品について、施設の利用終了に際し、原状回復ないし撤去を適切におこなうこと

(2) 営利を目的とした物品の販売又は陳列をおこなわないこと

- (3) 許可なくして、パンフレット、宣伝紙その他これに類するものを掲示又は配布しないこと
- (4) 非常口、消火設備その他非常時に利用する物又は場所のまわりに物を置かないこと
- (5) 火気を利用しないこと
- (6) その他、東京センターがおこなう利用上の注意ないし指示に従うこと

7 利用の中止等

以下に該当するときは、利用許可の取消し、中止又は制限をする。

- (1) 利用申請に虚偽を発見したとき
- (2) 本学園の業務に利用する必要が生じたとき
- (3) 利用申請者が利用の権利を譲渡したとき
- (4) 施設管理の必要から貸出が不適當となったとき
- (5) 利用の実態が利用申請と異なるとき
- (6) 遵守事項に違反したとき

2023（令和5）年12月18日
近畿大学東京センター